

## 「除染電離則」を読んだ感想

加藤 和明  
(2012年2月6日記)

厚生労働省はこのほど「除染電離則」(2011年12月22日付で公布、2012年1月1日付で施行)なるものを定めた。原文が入手できたので読ませて戴いた。以下はその際に抱いた疑問や感想である。制定の背景をつぶさに承知している訳ではないので、独断と偏見による誤解がなしとはしない。お気づきの方には、ご教示とご叱責をお願いしたい。

1. 今朝の参議院予算委員会の質疑で内閣法制局長が述べたところによると、法律やその細則を変更したり新たに定めるときには、関係するすべての法律とその細則との整合を図るが、施行令についてはそれを公布した時点での整合を取ることに留めているとのことである。大分前の国会での質疑で、文科省の学習指導要領は法的には行政指導の位置づけとなり、従わなかったからといって“法律に違反したことはない”という答弁があったことを思い出した。告示が行政指導の一環であることは承知しているが、放射線防護の世界では、関係法令に係る告示の類も厳格に守ることが常識化しているので、法的位置づけを同じくするこれらの告示と学習指導要領の取り扱われ方の違いには戸惑いを覚える。
2. さて、最初にざっと目を通したとき、まず抱いた感想は、ずいぶん急いで作成したものらしい、というものであった。例えば、2頁目の最下段に『「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成24年12月22日付け基発1222第6号、以下…)』なる表記があるが、平成24年は平成23年の間違いであろう。法令や規則の公布に際してこのようなミスを行った例を筆者は見ることがなかったので、「平成23年度厚生労働省令第152号」として公布された「除染電離則」が、今朝の参議院予算委員会で国家戦略室発足に当って用意された法令間の整合性の欠落についての質疑にも興味が及んだという訳である。
3. 筆者が最もショックを受けたのは、平和時を想定してつくられている現行法令との整合に十分な考察・考慮が払われて居ないように見受けられることである。あまりにも“対症療法的”であり、“付焼刃的”であるとの思いを深くした。上で述べたように「行政指導の一環なのだから他の法令との整合性確保にはそれほど留意する必要がない」と判断した結果なのか、政権あるいは担当省庁の能力不足によるものかは不明であるが、情けない。
4. 須らく、行為の当否や記述命題の正誤は前提に依存して決まるものである。除染電離則の第1条は基本原則に当てられていて『事業者は、除染等業務従事者その他の労働者が電離放射線を受けることを出来るだけ少なくするように努めなければならない』と書かれている。昨年10月に文科省が作成した小中高の生徒用に作成した副読本とそれを使う教師用の指導書でも、“電離放射線を受けることを出来るだけ少なくする”ことが重要であると強調されているので、政府としての基本原則となっているものと思われるが、筆者には、国のこの基本原則が、諸々の政策決定に著しい障害となっているように思われる。非常時のリスク管理は各種リスク要因との trade-off に十分配慮して行うべきものだからである。除染電離則がこのような基本原則の下につくられたとなると第2条以下の出来栄は見るともならなくなるが、放射線に関してはことさら順法精神を旺盛にする国民性を考えると、やはり何かを言っておきたくなる。

既存電離則の第1条がこうなっているからといってそれをそのまま持ってきてよいものではないし、そもそも電離則の第1条にこの基本原則が載せられていることが問題であろう。

5. 現行の国の制度設計では、“放射線の使用を規制する”のではなく“特定の放射線源の使用を規制する”ことを、国民に放射線の被曝による望ましくない影響が及ぶのを防止するための基本方策としている。この特定の放射線源の使用等に職業的に関わる者がその線源起因の放射線に被曝するのが職業被曝である。

特定線源起因の放射線被曝に対する管理基準、荒っぽく言うと、職業人用と一般人用の2種類が用意されていて、前者は個人線量計による実測を基本に(管理基準を超えないように)管理される仕組みに、後者は、特定線源が環境に及ぼすインパクトを環境保全の観点で一定限度内に抑制する仕組みになっている。

筆者は現在76.5歳になるが、これまでに受けた積算の被曝線量は、実効線量で500mSvを超えていると評価している。その内訳を“職業被曝(S)”、“環境被曝(K)”、“医療被曝(M)”の3カテゴリーに分類すると、S対K対Mの比は、3：1：1である。筆者の場合、Sには上記定義による「職業被曝」のほかに「事故」による被曝も含まれているのだが、これについては実測も事後の推測実験も行っておらず、筆者（と当時の関係者）が推測した値を使っている。放射線障害防止法が制定されて間もない頃の話である。この法令をつくるにあたり国がお手本としたICRPのシステムでは、自然放射線に加えて、戦争や事故・災害起因の放射線被曝は対象外とされていたのである。一方、Kには自然界に在る放射線への被曝のほかに、国の内外で起きた事故や災害起因の放射線、他国が行った軍事関連の事象に起因する放射線への被曝が含まれ、さらに上で述べた特定線源の環境に対するインパクトとしての寄与放射線をも含んでいる。環境被曝という形態での“特定線源”起因の放射線被曝は、長年放射線防護を生業としてきたので、筆者の場合、一般の“公衆構成員”よりはるかに大きいと思われる。また、筆者は14年前に脳外科の手術を受けるなど、高度医療のお陰を蒙っているため、一般人の平均よりはMの値も大きくなっている。

6. 除染電離則で使用している線量の種類やその測定法は、電離則に合わせた形をとっている。すなわち、管理基準には実効線量を用い、その測定評価には“1cm線量当量”を用いている。後者は、実測に適しない実効線量の“代用品”としてICRPがICRUと一緒につくった ambient dose equivalent（環境線量測定用）と individual dose equivalent（個人被曝線量評価用）を一本にまとめた、わが国独特のものである。放射線審議会（首相直轄の審議会であった頃の話）でこの問題が検討された時には、職業人の被曝に関しては実際上“特定線源”起因の放射線への被曝は身体の前部からと見做せることを前提としていた筈である。翻って、「除染電離則」が想定している「除染等業務従事者」の「事故由来放射性物質」起因放射線への被曝には、この前提が通用しないケースが多いと思われる。
7. 3.11の後、（放射線防護に係る）現行の“制度設計”では対象外とされていた放射性物質が環境に出現した訳であるが、政府は10月の末に「事故由来放射性物質」や「職業的被曝」の概念規定を行った。「除染電離則」はこれを受けてつくられたものと拝察するが、この時の「職業的被曝」が今回の除染電離則で言うところの『“除染等業務”に従事することに起因する「事故由来放射性物質」起因放射線への被曝』と読めるのだが、従来の“職業人”が、職務上の理由でこのような被曝を受けてもその線量は職業被曝に含めずに“ボランティアとして被曝したもの”として、別扱いにするよう求めている。職業人として受ける線量は、職業被曝と職業的被曝などと区別することなく雇用者が一括管理するのが合理的と思われるのだが如何であろうか。
8. 上の4項で述べたことと密接に結びつく話であるが、3.11以後、政府が採ってきた施策では、この“想定外の特殊線源”起因の放射線被曝の管理基準や目標を全て、いわゆる“追加線量”として捉えている。そもそも追加されるべき線量の値は地域により大きく異なり、厳密には時間的変動もあるものである。それよりも追加線量の管理目標とされる値に比べてかなり大きな値を持つこともある上に、原理的には“不可知”のものである。  
 筆者は、“想定外の特殊線源”起因の放射線に対する国民の防護策としては、3.11以前に存在していた既存環境放射線を含む形で、新たな“環境保全のための基準・目標”をつくるのが望ましいと考える。今や市民の多くは、その品質の良否は別として、環境放射線の線量率の測定に“追加されるべき線量”を織り込んでいるのが普通であり、一定期間の被曝線量の測定結果を“追加線量”で示されてまごつくものが多いと拝察する。
9. 放射線の安全管理には、線量や線量率、放射能の定量とその結果に基づく判定がつきものであり、その際には、定量と判定の品質が重要である。現行の関係法令では、これらの品質に係る規定がなく、かねてより問題であると訴えてきたつもりである。今回の環境汚染に係る諸々の対策ではその重要性がより顕著になったと思われる。
10. 従来の“特定線源”に起因する内部被曝の管理方策は、放射線管理の業務負担の軽減化を主たる目的に、将来にわたる予想積算線量を推測し、被曝線量の管理のための book-keeping では、放射性物質の摂取した年度に一括処理することとしていた。しかし、基本原則に第1条の考えを置くとすると、一般国民に過度の不安を当ることに繋がりがかねないこのような手法を、環境保全の方策にそのまま当て嵌めることは望ましくないように思われる。